

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程（以下「就業規程」という。）第35条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- 2 給料は、給料月額とする。
- 3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理職手当
 - (2) 扶養手当
 - (3) 住居手当
 - (4) 通勤手当
 - (5) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当
 - (6) 管理職員特別勤務手当
 - (7) 期末手当及び勤勉手当

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職員給料表（別表第1）
- (2) 学芸員給料表（別表第2）
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準は別表第3のとおりとする。
- 3 理事長は全ての職員の職を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

- 第4条 新たに職員となった者の号給は、別表第4に定める初任給基準表を基準として、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 2 職員を昇格させる場合は、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。
 - 3 職員を降格させる場合は、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定する。
 - 4 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
 - 5 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、

行うものとする。

- 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

(給与の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 給料及び第2条第3項第1号から4号及び第6号に定める手当は、その月の月額的全額を毎月21日に、同項第5号に定める手当はその月の分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項及び次項において「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 3 第2条第3項第7号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から土曜日、日曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 給与は直接現金で支払うものとする。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に

基づき理事長が別に指定する職にある者に対し支給する。

- 2 管理職手当の支給を受ける職員が月の初日から末日まで勤務しなかった場合、管理職手当は支給しない。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届(第1号様式)により届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属す

る日（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 第2項に掲げる者のうち、次に掲げる者は扶養親族としない。

- (1) 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、年金所得等の合計額が、年額130万円以上であると見込まれる者

(認定)

第9条 扶養手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を扶養手当認定簿（第2号様式）に記載するものとする。

(準用規定)

第10条 第9条第6項の規定は、第12条住居手当及び第14条通勤手当について準用する。

(住居手当)

第11条 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、その家賃（使用料を含む。）を支払っている職員又はその所有にかかる住居に居住している職員で世帯主であるものに、別表第5より住居手当を支給する。

2 新たに職員となった者で前項の要件を具備している者及び新たに前項の要件を具備するに至った職員は、住居届（第3号様式）に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出なければならない。住居届の内容に変更があった場合も同様とする。

(認定)

第12条 住居手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を住居手当認定簿（第4号様式）に記載するものとする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、別表第6の区分に応じ支給する。
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 7 新たに職員となった者で第1項の要件を具備する者及び新たに第1項の要件を具備するに至った職員は、通勤届（第5号様式）によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。通勤届の内容に変更を生じた場合も同様とする。
- 8 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合は、通勤手当は支給しない。

（認定）

- 第14条 通勤手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。
- 2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を通勤手当認定簿（第6号様式）に記載するものとする。

（時間外勤務手当）

- 第15条 所定の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

- 第16条 休日に勤務を命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対し

て勤務1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、他の日に休日を振替えた場合を除くものとする。

(夜間勤務手当)

第17条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員は、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 第16条、第17条及び第18条に係る勤務の命令は、時間外勤務等命令簿(第7号様式)により行う。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給料額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 第7条第1項の規定に該当する職にある職員が、職務上、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は勤務1回につき8,000円とする。

(手当の支給)

第20条 手当は、支給事由の生じた月の分を翌月の給与の支給日に支給する。ただし、管理職手当、扶養手当、住居手当、及び通勤手当については、支給事由の生じた月の給与の支給日に支給することができる。

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員で、次の各号に該当する者以外の職員に対し、基準日に属する月の末日までに、基準日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額(給料、及び扶養手当の合計額をいう。以下同じ。)に、別表第7の期末手当支給割合を乗じて得た額に、在職期間の区分に応じて定める別表第8の支給率を乗じて得た額を支給する。

(1) 無給休職中の者

(2) 就業規程第47条第3号の停職中の者

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員で、次の各号に該当するもの以外の者に対し、基準日に属する月の末日までに、基準日現在において職員が受けるべき勤勉手当基礎額(給料の月額をいう。)

に、別表第9の勤勉手当支給割合を乗じて得た額に、勤務期間の区分に応じて定める別表第10の期間率を乗じて得た額を支給する。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に0.85を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- (1) 無給休職中の者
 - (2) 就業規程第47条第3号の停職中の者
- 3 別表第11に定める職にある職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、前項の規定にかかわらず、当該額に給料月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。
- 4 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第1項及び第2項各号に掲げる者を除く。）についても期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 5 第1項の在職期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。
- (1) 就業規程第9条により休職となっていた期間は2分の1の期間
 - (2) 就業規程第47条第3号による停職期間
 - (3) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇（当該育児休暇の承認に係る期間が1箇月以下である職員を除く。）及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇をした期間は2分の1の期間
- 6 第2項の勤務期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。
- (1) 就業規程第9条により休職となっていた期間
 - (2) 就業規程第47条第3号による停職期間
 - (3) 無給欠勤期間（7時間45分をもって1日に換算）
 - (4) 病欠休暇から、就業規程第18条に規定する休日を除いた日が30日を超える場合は、勤務をしなかった全期間
 - (5) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇の期間
 - (6) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇育児短時期勤務制度及び介護休暇等に関する規程に定める介護短時期勤務制度の適用を受けて、1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合は、その勤務しなかった期間（勤務しなかった時間数を7時間45分をもって1日に換算した日数）

（不就業時間の給与）

第22条 就業規程第9条、第13条、第23条、第32条及び第43条の規定により就業しなかった場合の給与については次の各号による。

- (1) 就業規程第9条に規定する休職の期間は、発令の日から3箇月までの間は給料月額の100分の80を支給し、3箇月を超えて9箇月までの間は給料月額の100分の60を支給する。
- (2) 就業規程第23条第1項による休暇期間の給与は、同規程第45条の規定により支

給する。ただし、災害認定日と災害補償に相当する給付が行われるまでの間は、給料月額を日割りで計算し支給する。

- (3) 職員が勤務しないときは、職員就業規程により有給休暇が与えられた場合を除き、第18条に規定する勤務1時間当たりの給料額に、その勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給する。なお、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- (4) 就業規程第43条の規定により就業を禁止した期間の給与については、その都度決定する。

附 則

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第1項の規定の適用については、同条別表第3中

6月	1.4	0.75	2.15	6月30日
----	-----	------	------	-------

を

6月	1.25	0.7	1.95	6月30日
----	------	-----	------	-------

とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成21年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員(以下、「減額改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額の合計額に0.22/100を乗じて得た額に、平成21年4月から同年11月までの月数に乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から5号級まで
3	1号級

- (2) 平成21年6月1日において減額対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.22/100を乗じて得た額

- 3 別表第3の改正(平成21年12月1日施行)のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給割合の改正については、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表

及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成22年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員（以下「平成22年減額改定対象職員」という。）が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に0.2/100を乗じて得た額に、平成22年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から15号級まで
3	1号級から11号級まで
4	1号級から7号級まで
5	1号級から5号級まで

- (2) 平成22年6月1日において平成22年減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.2/100を乗じて得た額

- 5 別表第3の改正（平成22年12月1日施行）のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給割合の改正については、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この改正後の規程の施行日におけるその者が属する職務の級は、改正後の規程の施行日の前日においてその者が属していた職務の級とする。
- 3 この改正後の規程の施行日の前日において改正前の職料表の適用を受けていた職員の施行日における改正後の給料表の適用を受ける場合の号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額に対応する号給とする。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は平成27年1月1日から施行する。
- 2 平成26年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.75」とあるのは「0.825」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 切替日（平成27年4月1日）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年2月5日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は平成28年1月1日から適用する。
- 2 平成27年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.8」とあるのは「0.85」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年2月1日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第8条の改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.85」とあるのは「0.9」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶

養親族たる配偶者」という。)については12,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については9,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人に8,500円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については8,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については7,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に9,500円（職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については7,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場を除く。）」とする。

附 則

1 この改正後の規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係） 事務職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	138,800	188,800	222,400	255,300	280,900
2	139,800	190,500	224,000	257,100	283,100
3	140,900	192,200	225,400	258,900	285,300
4	141,900	193,900	227,000	260,900	287,400
5	143,000	195,500	228,300	262,900	289,400
6	144,300	197,200	229,700	264,800	291,600
7	145,500	198,900	231,200	266,800	293,600
8	146,800	200,600	232,600	268,700	295,800
9	148,000	202,000	234,000	270,600	297,800
10	149,400	203,700	235,400	272,600	299,800
11	150,900	205,300	236,600	274,500	301,900
12	152,400	207,000	238,000	276,400	303,900
13	153,600	208,600	239,400	278,300	305,900
14	155,000	210,200	241,000	280,200	307,800
15	156,500	211,800	242,600	282,200	309,800
16	157,900	213,300	244,300	284,100	311,700
17	159,200	214,700	245,900	286,000	313,500
18	161,800	216,300	247,600	287,900	315,500
19	164,300	217,800	249,200	289,800	317,400
20	166,700	219,400	250,800	291,800	319,400
21	169,300	220,600	252,700	293,600	320,800
22	170,900	222,000	254,500	295,500	322,600
23	172,500	223,300	256,200	297,500	324,400
24	174,100	224,600	257,900	299,400	326,200
25	175,600	225,800	259,500	301,200	327,800

26	177,300	227,000	261,300	303,100	329,700
27	179,000	227,900	263,200	305,100	331,500
28	180,600	229,000	264,800	307,100	333,200
29	182,100	230,300	266,400	308,500	335,000
30	183,500	231,400	268,200	310,400	336,700
31	185,000	232,600	269,900	312,200	338,400
32	186,400	233,800	271,700	314,200	340,000
33	187,600	234,700	273,200	316,000	341,300
34	188,900	236,000	274,800	317,800	342,600
35	190,100	237,300	276,500	319,700	343,900
36	191,300	238,700	278,300	321,500	345,200
37	192,600	240,100	279,900	323,300	346,500
38	193,800	241,400	281,500	325,100	347,300
39	195,000	242,700	283,000	326,800	348,400
40	196,300	244,000	284,500	328,600	349,400
41	197,400	245,100	286,100	330,000	350,200
42	198,600	246,300	287,800	331,400	351,000
43	199,900	247,700	289,300	332,800	351,900
44	201,100	248,900	290,900	334,200	352,700
45	202,200	250,100	291,900	335,700	353,600
46	203,200	251,200	293,400	336,500	354,400
47	204,200	252,400	294,800	337,600	355,100
48	205,200	253,700	296,300	338,600	355,900
49	206,200	254,600	297,800	339,400	356,500
50	207,200	255,600	299,300	340,500	357,200
51	208,100	256,900	300,900	341,300	357,900
52	209,000	258,100	302,300	342,400	358,500
53	209,600	259,200	303,700	343,200	359,000
54	210,400	260,100	304,900	343,900	359,600
55	211,200	261,100	306,000	344,600	360,100
56	212,000	262,100	307,100	345,200	360,800

57	212,700	263,200	307,800	345,600	361,200
58	213,700	264,200	308,700	346,200	361,900
59	214,400	265,100	309,400	346,800	362,400
60	215,300	266,000	310,200	347,500	363,000
61	215,900	266,700	311,000	347,800	363,400
62	216,700	267,500	311,400	348,500	363,900
63	217,600	268,200	312,100	349,100	364,500
64	218,600	269,000	312,800	349,800	365,100
65	219,300	270,000	313,600	350,100	365,500
66	219,900	270,800	314,300	350,600	365,900
67	220,500	271,500	314,900	351,300	366,400
68	221,300	272,300	315,600	351,900	367,000
69	222,000	273,000	316,100	352,200	367,300
70	222,700	273,500	316,600	352,700	367,700
71	223,300	273,900	317,100	353,400	368,000
72	223,900	274,400	317,700	354,000	368,400
73	224,600	274,500	318,000	354,400	368,700
74	225,300	274,800	318,400	354,800	369,000
75	226,100	275,000	318,800	355,400	369,300
76	226,800	275,400	319,300	355,900	369,600
77	227,400	275,600	319,700	356,300	369,700
78	228,100	275,800	320,200	356,900	370,000
79	228,800	276,200	320,600	357,400	370,300
80	229,400	276,500	321,100	357,700	370,500
81	230,000	276,700	321,400	358,100	370,700
82	230,700	277,000	321,800	358,500	371,000
83	231,300	277,300	322,200	358,900	371,300
84	232,000	277,700	322,600	359,300	371,500
85	232,700	278,000	322,900	359,700	371,600
86	233,100	278,400	323,300	360,100	371,900
87	233,500	278,600	323,800	360,500	372,200

88	234,000	279,000	324,100	360,900	372,400
89	234,300	279,200	324,300	361,200	372,600
90		279,300	324,700		
91		279,700	325,200		
92		280,100	325,600		
93		280,300	325,700		
94		280,500	326,100		
95		280,900	326,500		
96		281,300	326,800		
97		281,500	327,100		
98		281,800	327,500		
99		282,200	327,800		
100		282,400	328,200		
101		282,600	328,700		
102		282,900	329,100		
103		283,300	329,500		
104		283,600	329,800		
105		283,800	330,300		
106		284,100	330,700		
107		284,500	331,000		
108		284,800	331,300		
109		284,900	331,700		
110		285,200			
111		285,500			
112		285,900			
113		286,000			
114		286,200			
115		286,500			
116		286,800			
117		287,200			

別表第2（第3条関係） 学芸員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900

26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	369,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500

57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	

88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000	
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200	
90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500	
91	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 800	
92	246, 300	293, 700	341, 200	379, 900	392, 000	
93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200	
94		294, 000	341, 800	380, 700	392, 500	
95		294, 400	342, 300	381, 100	392, 800	
96		294, 800	342, 700	381, 500	393, 000	
97		295, 000	342, 800	381, 800	393, 200	
98		295, 300	343, 300	382, 300		
99		295, 700	343, 700	382, 700		
100		296, 100	344, 000	383, 100		
101		296, 300	344, 300	383, 400		
102		296, 600	344, 700			
103		297, 000	345, 100			
104		297, 300	345, 500			
105		297, 500	346, 000			
106		297, 800	346, 400			
107		298, 200	346, 800			
108		298, 500	347, 200			
109		298, 700	347, 700			
110		299, 100	348, 100			
111		299, 500	348, 400			
112		299, 800	348, 700			
113		299, 900	349, 200			
114		300, 200				
115		300, 500				
116		300, 900				
117		301, 100				
118		301, 300				

119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				
124		303,100				
125		303,400				

別表第3（第3条関係） 級別職務表

イ 事務職員給料表級別職務表

級	職務の内容
1級	主任及び主事の職務
2級	課長代理及び主査の職
3級	課長の職務
4級	理事長が別に定める
5級	理事長が別に定める

ロ 学芸員給料表級別職務表

級	職務の内容
1級	学芸員の職務
2級	理事長が別に定める
3級	理事長が別に定める
4級	理事長が別に定める
5級	理事長が別に定める

別表第4（第4条関係） 初任給基準表

イ 事務職員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級21号給
短大卒	1級9号給
高校卒	1級5号給
その他	1級1号給

ロ 学芸員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級29号給

短大卒	1級13号給
-----	--------

別表第5（第11条関係）住居手当

支給要件等	手当額等
月額23,000円未満の家賃を支払っている者	家賃の月額から12,000円を控除した額
月額23,000円以上の家賃を支払っている者	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額。 ただし、27,000円を限度とする。
自宅で世帯主である者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日～平成26年3月31日：2,000円 ・平成26年4月1日～平成27年3月31日：1,000円 ・平成27年4月1日～：0円

別表第6（第13条関係）通勤手当

区分	片道の通勤距離	手当額等
交通機関等利用者		<p>交通費の最低実費が19,900円までの場合はその実費。</p> <p>19,900円を超える場合は、19,900円と19,900円を超える金額の2分の1の金額の合計額とし、合計額が29,850円を超えるときは29,850円を限度とする。</p>
交通用具使用者 (自動車・単車等)	2 km以上 4 km未満	2,200円
	4 km以上 7 km未満	4,200円
	7 km以上10km未満	6,700円
	10km以上15km未満	9,400円
	15km以上20km未満	12,900円
	20km以上25km未満	16,200円
	25km以上	19,800円
自転車使用者	2 km以上 4 km未満	2,200円
	4 km以上 7 km未満	4,200円
	7 km以上	6,700円

別表第7（第21条関係） 期末手当支給割合

支給期	支給割合
6月	1.225月
12月	1.375月

別表第8（第21条関係） 期末手当支給率

在職期間	支給率
6箇月	100/100
5箇月以上6箇月未満	95/100
3箇月以上5箇月未満	90/100
3箇月未満	80/100

別表第9（第21条関係） 勤勉手当支給割合

支給期	支給割合
6月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、1.7以下の範囲で理事長が定める割合
12月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、1.7以下の範囲で理事長が定める割合

別表第10（第21条関係） 勤勉手当期間率

勤務期間	期間率
6箇月	100/100
5箇月15日以上6箇月未満	95/100
5箇月以上5箇月15日未満	90/100
4箇月15日以上5箇月未満	80/100
4箇月以上4箇月15日未満	70/100
3箇月15日以上4箇月未満	60/100
3箇月以上3箇月15日未満	50/100
2箇月15日以上3箇月未満	40/100
2箇月以上2箇月15日未満	30/100
1箇月15日以上2箇月未満	20/100
1箇月以上1箇月15日未満	15/100
15日以上1箇月未満	10/100
15日未満	5/100

別表第11（第21条関係）役職加算措置の加算率表

職	加算割合
課長、課長代理	5 / 100

加算額 = 給料 × 加算割合